

# 教育委員会会議録

令和3年10月18日（木）午後1時32分 開会

午後2時38分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

長谷川洋教育長、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員  
度會秀子委員

## 3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣直樹次長兼管理部長、小島寿文学習教育部長  
稲垣宏恭教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長  
伊藤尚巳教育企画課長、小清水義晃財務施設課長、坂川智教職員課長  
柴田英昭福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、栗木晴久高等学校教育課長  
伊藤孝明義務教育課長、小林紀彦特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長  
中島幸一高校改革室長、石川陽子総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（4）令和3年秋の叙勲候補者の内定について、報告事項（5）令和3年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について及び報告事項（8）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

### （1） 請願の審査について

高橋総務課長が、請願の審査について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### （2） 令和3年度教育委員会所管9月補正予算について

高橋総務課長が、令和3年度教育委員会所管9月補正予算について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### （3） 令和3年9月定例県議会の概要について

高橋総務課長が、令和3年9月定例県議会の概要について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### （4） 令和3年秋の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

- (5) 令和3年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について  
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (6) 損害賠償請求事件について  
坂川教職員課長が、損害賠償請求事件について報告。  
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。  
[委員の主な意見及び事務局の説明]  
(塩谷委員)  
当事者が市教育委員会からの指導改善研修を受講する旨の命令を拒否した理由は何か。  
(坂川教職員課長)  
研修を受講すると免職になると認識しており、免職となることを危惧して行かなかったと聞いている。  
(塩谷委員)  
研修を受講することとなった理由は何か。  
(坂川教職員課長)  
児童との良好な関係を作れず、学級運営ができなかったことから、指導力が不足していると認定された。研修を受講し、成果が認められれば、学校に戻ることができるとして、研修の受講を命じたものである。  
(塩谷委員)  
当事者に精神的な疾患等があったのか。  
(坂川教職員課長)  
精神疾患等の診断書の提出は受けていない。
- (7) 令和4年度(2022年度)採用愛知県公立学校教員採用選考試験結果について  
坂川教職員課長が、令和4年度(2022年度)採用愛知県公立学校教員採用選考試験結果について報告。  
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (8) 公立学校教員の懲戒処分について  
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (9) 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書(扶桑町議会議長提出)について  
坂川教職員課長が、「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書(扶桑町議会議長提出)について報告。  
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

意見書中「長時間過密労働を解消するための施策を緊急に講じること」に対し、愛知県全体としての施策は外部人材の充実等であると承知しているが、扶桑町として、足りていないことから意見書が提出されたと推察する。扶桑町の状況について、現場の実態等は調査したのか。

(坂川教職員課長)

扶桑町においては、他の市町村と同様、教員の多忙化解消に向けて取組がなされているところである。今回の意見書については、教育委員会は議会に提出されて初めて知ったものであり、事前の意見照会等はなかったと聞いた。扶桑町としても、スクール・サポート・スタッフなどの補助事業などにより、今後、教員の時間外労働の縮減に向けて努力していきたいとのことである。

(10) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議(令和3年度第2回)について栗木高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議(令和3年度第2回)について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

特色選抜の中に「『自己の特性などを1分間程度で答えさせる質問』及び『グループ討議』は行わないこととする。これらを行わないことについては、推薦選抜及び一般選抜も同様とする。」とあるが、行わないこととした理由は何か。

(栗木高等学校教育課長)

現行入試では、推薦選抜と一般選抜は同日であり、面接は推薦選抜と一般選抜を兼ねて行っている。しかしながら、一般選抜と全く同じ質問内容であると、推薦選抜を受けている生徒の特性が十分に把握することができないことから、各学校で推薦選抜を受けている生徒だけに行う質問を設けている中の一つが「自己の特性などを1分間程度で答えさせる質問」である。新しい制度では、一般選抜から推薦選抜を切り離して早い時期に実施することから、受検生一人ひとりに時間をかけて面接を行うことができるようになるため、この質問をしなくても本人の良さを十分に引き出すことができると考えられることから、廃止することとなった。「グループ討議」は、受検生を数名のグループにして討議させるものである。司会進行の教員がおり、一人ひとりの評価をする必要があるが、同じ教員が全てのグループの進行と評価を行えば公平性が保たれるが、それは実施上不可能である。したがってグループごとの評価のばらつきを解決することが実務上難しいこと、また、討議に時間がかかること、中学校段階の生徒に初めて会った生徒と初めて見せられたテーマで討議をさせることにも難しさがあることから、これも廃止することとなった。

## 6 請願

請願第11号 愛知県立津島北高校長停職等処分に至る経緯に関する、請願

長谷川教育長が各委員に諮り、可否同数であったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定に基づき、長谷川教育長の決するところにより本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

請願事項4について、今回の事案では、事案の発生時期は事務局職員であったが、非違行為が発覚した時期は学校勤務と、時系列的に少し幅があるものである。当時の上司についての処分はどのように考えるか。

(坂川教職員課長)

職員の非違行為に伴い、当該職員の上司の管理監督責任を問うのは、原則として管理監督者としての指導監督に適正を欠いた場合であるため、非違行為発生当時の所属長に対し処分を実施している。

今回の事案においては、非違行為発生当時の所属長は既に退職しており、処分を行うことはできない。

なお、例外的に所属長以外の者に対し管理監督責任を問うかどうかは、当該所属長の在籍の有無にかかわらず、事件の態様、社会的な影響や結果の重要性等を総合的に考慮し、教育委員会において判断している。今回の件については、所属長以上の職員に処分をする必要がないと判断したところである。

(岡田委員)

被処分者本人が作成したこととなると報告書自体に信用性が薄れるのは客観的に見てそのとおりだと感じる。なぜ、県教育委員会が聴き取りをして作成しなかったのか疑問に残る。本人が作成すると、心情として言い訳が先行する。例えば、プリペイドカードの残金が示されていたかどうか、なぜ確認をしなかったかなどが記載されていない。冷静に見れば、「勘違い」ではなく、「魔が差した」という見方が一般的であると思うが、そのような記載はなく、身内に甘い報告書だと言われても仕方がないと思う。個人としては、請願事項1から3までは整合性が認められると感じる。

(佐々委員)

非違行為報告書は、本来誰が作成すべきものなのか。

(坂川教職員課長)

非違行為が発生した際に、所属長が、非違行為を起こした本人から事情聴取を行うなど事実関係を調査し、報告書を提出する形となっている。今回の事案については、当該校長が個人として起こした非違行為に対して、所属長としての校長が作成したという形となっている。

(佐々委員)

今回は校長が被処分者本人であり、上司がいないことから本人が書くこととなったと思うが、本人が記載することに対する議論はなかったか。

(坂川教職員課長)

非違行為報告書は所属長が提出する形となっているため、提出された当時、被処分者である校長から提出されたことに対する議論はなかった。

校長から提出された報告書に対し、本人からの事情聴取、現場や一宮警察署に聴き取りを行い、事実確認を行った上で懲戒処分を行った。

(伊藤委員)

非違行為報告書を被処分者本人に作成させない方法を今後考える必要があると思う。請願事項の1項目ずつ採決することはできないのか。

(横井事務局長)

これまで基本的には、請願者が提出した請願は一つの請願であるとして取扱い、一括採決という形で行っている。個別で行うかどうかについて定めているものはない。

(塩谷委員)

内容の一部のために、請願内容の全てが決められてしまうことは良いのかと感ずる。

(坂川教職員課長)

今回の請願については、知事部局や他県の状況について確認し、今回の非違行為報告書の法的な効力についても顧問弁護士に相談の上、対応を考えていく。

## 7 議案

なし

## 8 協議題

なし

## 9 教育長職務代理者の指名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、長谷川教育長が佐々委員を教育長職務代理者に指名した。

## 10 その他

なし

## 11 特記事項

(1) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として岡田委員を指名した。

- (2) 宮崎邦彦氏から、愛知県立津島北高校長停職等処分に至る経緯に関する、  
請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、長谷川教育長が、前回会議録  
の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 10月20日付けで委員を退任する伊藤委員から退任のあいさつがあった。
- (4) 傍聴人 2名